

資料編

1	用語集	78
2	市域の温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計・将来推計の算定手法	84
3	生活環境に係る環境基準	86
4	座間市環境基本条例	90
5	第2次座間市環境基本計画（案）について 諮問・答申	
6	策定経過	
7	座間市環境審議会開催経過	
8	座間市環境審議会委員名簿	

1 用語集

あ行

アダプト制度

アダプト (adopt) とは、英語で「養子縁組をする」という意味で、市民や民間事業者が、道路や公園、河川、緑地といった特定の公共施設の里親になり、定期的に美化活動等を行う制度のこと。

エコドライブ

ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らすための、環境に配慮した運転方法のこと。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することで地球の温度を高く保つ、温室効果をもつガスのこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素やメタンなどの7物質が定められている。産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、二酸化炭素の濃度が増加したことにより、地球温暖化の原因となっている。

か行

カーシェアリング

登録を行った会員間で車を共有して使用するサービスのこと。自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながる事が期待される。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と植物等による吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていること。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどの数値を定めたもの。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていくうえで行政上の目標として定めたもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理または環境マネジメントといい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(Environmental Management System) という。

気候変動

数十年かそれ以上の期間にわたって気候の状態が変化すること。気候変動は、自然起源や人為起源により引き起こされると考えられており、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、気候変動を「地球大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」としている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

昭和63（1988）年に、国連環境計画と世界気象機関により設立された組織のこと。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的としている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13（2001）年に国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

景観重要公共施設

座間市景観計画に基づき指定する、地域の骨格となる道路や景観形成の核となる都市公園などのこと。

景観植栽

景観に配慮した植物（市の花であるひまわり等）の栽培による遊休農地対策のこと。

公園・広場・緑地

座間市緑の基本計画に基づき、市が管理している公園・広場・緑地のこと。なお、自主管理公園は含まれない。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線によって生成した物質のうち、二酸化窒素を除く酸化性物質の総称。工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こして生成される。

光化学スモッグ

風が弱く気温が高いなどの気象条件下において、光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかったようになる現象のこと。光化学オキシダントにより眼やのどの刺激を受けたり、植物の葉が枯れるなどの被害が発生しやすい。

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）の実施、気候変動への対処を目的として、年1回開催される締約国会議（COP）のこと。COP21は平成27（2015）年にフランス・パリにおいて開かれ、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択された。

国連サミット

平成27（2015）年にニューヨーク国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットのこと。161の加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、中小水力、地熱、バイオマス等、資源が枯渇せず持続的に利用でき、発電時や熱の利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。

次世代自動車

電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指す。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっている。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。

水平リサイクル

リサイクル前の製品と同じものを再び作るリサイクル方法のこと。一方、廃棄物を焼却して行う熱回収や、品質の劣化等に伴い、異なる用途の製品を作る方法をオープンリサイクルという。

スマートハウス

家庭内のエネルギー機器、自動車、家電機器、住設機器を通信機能で相互に連携させることで、より効率的なエネルギー利用と機器連携を通じた新たな価値を提供することのできる住宅のこと。

スマートホームデバイス

家庭内の生活家電製品や情報家電製品などをネットワークで一括管理するスマートホームのシステムを構成するための機器や装置のこと。具体的には、音声やスマートフォン等により遠隔操作ができる照明やロボット掃除機、温度、湿度、照度等を計測する環境センサー、人感センサー、機器の電源のON/OFFや電力量を計測する省エネデバイスなどがある。

スマートメーター

通信機能を持った電気メーターのこと。従来型のアナログメーターでは月間の電気使用量のみ取得していたが、スマートメーターでは30分毎の電気使用量が取得できる。電気の使用形態を把握することが可能となり電気料金の抑制や節電に役立つ。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生育環境の多様さのこと。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であり、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要とされる。

た行

地球温暖化

近年の人為的な温室効果ガスの増加に伴って、地球の平均気温が上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつなどの気象への影響、生態系の変化が危惧されている。

低炭素電力

電力の発電に係る温室効果ガスの排出量が少なく、電気の二酸化炭素排出係数が低い電力のこと。

てまえどり

食品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。食品ロス削減の取組のひとつ。

電気の二酸化炭素排出係数

電気の供給に係る二酸化炭素の排出量を表す数値のこと。この係数のうち、基礎排出係数は電気の供給 1 kWhあたりの二酸化炭素排出量を示し、調整後排出係数は電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値により二酸化炭素排出量を調整した後の値を示す。

都市公園

都市公園法で規定されている公園や緑地のこと。

トップランナー制度

省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準を、基準の設定時に商品化されている製品のうち「省エネ性能が最も優れている機器（トップランナー）」の性能以上に設定する制度のこと。

トラスト制度

県内の身近なみどりを保全するための取組「かながわのナショナル・トラスト運動」等を通して、緑地の保全を図る現行の法制度を補完する制度のこと。

な行

農業共済

農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量減少等の農業者の損失を保険の仕組みにより補てんする制度のこと。農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う。

は行

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べ高くなる現象の

こと。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において等温線が都市部を中心に縞状に市街地を取り巻く状態となることからヒートアイランド（熱の島）といわれる。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動のこと。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粉塵のうち粒径が10 μm以下の微細な粒子の総称。

ま行

マイクロプラスチック

環境中に存在する微細なプラスチック粒子のこと。一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。

わ行

ワンウェイプラ

一度だけ使用され廃棄される、使い捨てプラスチックのこと。スーパーやコンビニ等で提供されるストロー、フォークや宿泊施設に置かれる歯ブラシ、ヘアブラシなどがある。

英数字

^{ベ ム ス} BEMS

「Building and Energy Management System（ビルディング・アンド・エネルギー・マネジメント・システム）」の略称。ビ

ル内で使用する電力の使用量等を計測して「見える化」を図るとともに、空調や照明設備等を制御するエネルギー管理システムのこと。同じエネルギー管理システムと呼ばれるものとして、家庭向けのHEMS、工場向けのFEMSが挙げられる。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という仮説のこと。経済産業省が発表している「DX推進ガイドライン」では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義している。

^{エ ス コ} ESCO事業

「Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）」事業の略称。ビルや工場の省エネルギー改善に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保証する事業のこと。

^{フ ェ ム ス} FEMS

「Factory Energy Management System（ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム）」の略称。BEMSと同様に、工場全体のエネルギー及び設備を管理するシステムのこと。ピーク電力の調整や状況

に応じた空調、照明機器、生産ラインなどの運転制御ができる。

^{ヘ ム ス} **H E M S**

「Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)」の略称。B E M Sと同様に、家庭で使うエネルギー及び家電機器を管理するシステムのこと。電気やガスなどの使用量の「見える化」や家電の自動制御をすることができる。

N b S (自然を活用した解決策)

「Nature-based Solutions (ネイチャー・ベースド・ソリューションズ)」の略称。国際自然保護連合 (I U C N) が平成21 (2009) 年に提唱した概念であり、平成28 (2016) 年に「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、あるいは人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」と定義された。自然を基盤とした、社会課題の解決を目的としている。

^{ゼ ブ} **Z E B**

「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

3 R + Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。

2 市域の温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計・将来推計の算定手法

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の算定手法

本市の温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年3月環境省 大臣官房 環境計画課）」に基づき、次のとおり推計しました。

■ 温室効果ガス排出量の算定手法

部門		算定手法	データ出典	
産業部門	製造業	製造業炭素排出量（神奈川県） ×製造品出荷額等比（座間市/神奈川県）×44/12※	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計	
	建設業	建設業・鉱業炭素排出量（神奈川県） ×従業者数比（座間市/神奈川県）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・経済センサス	
	農業	農林水産業炭素排出量（神奈川県） ×従業者数比（座間市/神奈川県）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・経済センサス	
業務その他部門		業務その他部門炭素排出量（神奈川県） ×業務系延床面積比（座間市/神奈川県）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・固定資産の価格等の概要調書	
家庭部門		家庭部門炭素排出量（神奈川県） ×世帯数比（座間市/神奈川県）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・住民基本台帳	
運輸部門	自動車	旅客	運輸部門（旅客）炭素排出量（全国） ×自動車車種別保有台数比（座間市/全国）×44/12	・総合エネルギー統計 ・車種別(詳細)保有台数表 ・座間市統計要覧
		貨物	運輸部門（貨物）炭素排出量（全国） ×自動車車種別保有台数比（座間市/全国）×44/12	・総合エネルギー統計 ・車種別(詳細)保有台数表 ・座間市統計要覧
	鉄道	運輸部門（鉄道）炭素排出量（全国） ×営業キロ数比（座間市/全国）×44/12	・鉄道統計年報 ・小田急電鉄ホームページ ・相鉄グループホームページ ・JR 東日本ホームページ	
廃棄物分野		プラスチック：一般廃棄物焼却処理量×（1-水分率） ×プラスチック組成割合×排出係数 合成繊維：一般廃棄物焼却処理量×（1-水分率） ×繊維くず割合×合成繊維割合×排出係数	・座間市所有データ ・一般廃棄物処理実態調査結果 ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）	

※ 44 は二酸化炭素の分子量、12 は炭素の原子量。

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計の算定手法

令和12(2030)年度における現状趨勢(BAU)ケースの温室効果ガス排出量は、次のとおり推計しました。

$$\begin{aligned} \text{現状趨勢ケース排出量} &= \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の変化率} \\ \text{活動量の変化率} &= \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}} \end{aligned}$$

■ 現状趨勢(BAU)ケースの推計における基本事項

部門		活動量	推計手法
産業部門	製造業	製造品出荷額等	過去の実績値の回帰分析により推計
	建設業	就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、直近年度の値で推移するものとして推計
	農業	就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、直近年度の値で推移するものとして推計
業務その他部門		床面積	過去の実績値の回帰分析により推計
家庭部門		人口	市独自推計
運輸部門	自動車	旅客	人口
		貨物	貨物車保有台数
	鉄道	人口	市独自推計
廃棄物分野		人口	市独自推計

(3) 温室効果ガス吸収量の算定手法

本市の温室効果ガス吸収量は、次のとおり推計しました。令和12(2030)年度における吸収量は、森林面積及び都市公園面積が直近年度から維持されると仮定し、推計しました。

■ 温室効果ガス吸収量の算定手法

吸収源	算定手法	データ出典
森林	森林吸収量(全国)×森林面積比(座間市/全国)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業センサス ・座間市所有データ
都市公園	都市公園面積×単位面積当たりの年間生体バイオマス成長量(吸収係数)	<ul style="list-style-type: none"> ・座間市所有データ ・地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)

3 生活環境に係る環境基準

ここでは、本計画の施策等に係る環境基準を掲載しています。

(1) 大気汚染に係る環境基準

①大気汚染に係る環境基準【抜粋】（昭 48.5.8 環告 25、最終改定平 8.10.25 環告 73）

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。

②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準【抜粋】

（平 9.2.4 環告 4、最終改定平 30.11.19 環告 100）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

③微小粒子物質に係る環境基準【抜粋】（平 21.9.9 環告 33、最終改定平 21.9.9 環告 33）

物質	環境上の条件
微小粒子物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 水質汚濁に係る環境基準（昭 46.12.28 環告 59、最終改定令 3.10.7 環告 62）

①人の健康の保護に関する環境基準【抜粋】

項目	基準	項目	基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

②生活環境の保全に関する環境基準【抜粋】

■河川

項目 類型	利用目的の 適応性	基準				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100m以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考

座間市を流れる河川の水域類型は次のとおりである。なお、相模川については神奈川県において水質調査を実施する。

- A A 類型：座間市では該当なし
- A 類型：相模川、鳩川
- B 類型：目久尻川
- C 類型：座間市では該当なし
- D 類型：座間市では該当なし
- E 類型：座間市では該当なし

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準【抜粋】

(平 9.3.13 環告 10、最終改定令 2.5.28 環告 35)

項目	基準	項目	基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

(4) 騒音に係る環境基準【抜粋】 (平 10.9.30 環告 64、最終改定平 24.3.30 環告 54)

■ 一般地域

地域の類型	基準	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

参考

- 環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりである。
 - AA：座間市では該当なし
 - A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 - B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
 - C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

■ 道路に面する地域

地域の類型	基準	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

■ 幹線交通を担う道路に近接する空間

基準	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下の車線数の区分に応じる道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路……………15m

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路……………20m

（５）航空機騒音に係る環境基準【抜粋】

（昭 48.12.27 環告 154、最終改定平 19.12.27 環告 114）

地域の類型	基準（Lden）
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

参考

環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりである。（昭和 55.5.23 告示第 426 号）

I：住居系地域、用途地域として定められた区域以外の地域

II：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

4 座間市環境基本条例

(平成24年3月28日条例第2号)

私たちのまち座間は、東部に相模原台地、中央部に座間丘陵、西部に相模川沖積低地が広がり、また、中央を目久尻川、西端を相模川が流れ、坂や段丘が多く、起伏に富んだ地形の下、こうした自然により育まれた湧水や地下水が豊富にある恵まれた環境の中で、歴史と地域の特性を生かしながら着実に発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動の拡大や人口の増加による都市化が進んだ結果、身近な自然が減少するとともに、私たちの生活に密接に関係する環境問題が進行してきた。また、人々は、資源やエネルギーを大量に消費することで、物質的な豊かさや快適さを求めてきたが、これにより環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模の問題にまで拡大し、このままでは人々の生活環境や多様な動植物の生態系など、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような認識の下に、自然と人とが共生しながら自然の恵みを持続的に享受できるようにするとともに、豊かな水と緑が輝く私たちのまち座間を実現していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本となる理念（以下「基本理念」という。）を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策（以下「基本的施策」という。）を定めることにより、その施策を計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するこ

とを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

- (4) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策並びに地球温暖化によってもたらされる自然災害その他の人の生命又は身体、食料の生産、生物の多様性等への悪影響の防止又は軽減その他の地球温暖化への適応を図るための施策をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市の施策の策定等における市、市民及び事業者との協働を通じて、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境の実現を図り、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等を守り生かしながら、これを将来の世代に継承していくことを旨として行わなければならない。

- 2 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域環境が地球環境に深く関わっていることから、市、市民及び事業者が自らの課題であると捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、第8条に規定する基本的施策を実施する責務を有する。

- 2 市は、基本的施策の実施に当たっては、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に関し、自ら取り組むとともに、市が実施する施策及び活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって生ずる公害を未然に防止し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 事業者は、環境の保全及び創造に関し、自ら取り組むとともに、市が実施する施策及び活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 基本理念の実現を図るための基本的施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系を保持するとともに、斜面緑地、地下水等を適正に保全し、豊かな自然環境を整備すること。
- (2) 湧水と緑を生かした美しい都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保存等を推進するとともに、魅力ある都市環境の実現を図ること。
- (3) エネルギーの有効利用、廃棄物発生抑制及び資源の循環的な利用が推進される社会の構築を図ること。
- (4) 公害の防止策を推進し、良好な生活環境を創造すること。
- (5) 地球温暖化対策等を推進し、地球環境を保全すること。
- (6) 市民の環境保全意識及び活動意欲を増進させるなど環境の保全等に関する学習機会を充実させるとともに、現在のみならず将来の世代をも視野に入れた良好な環境の保全及び創造を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、市における総合的かつ計画的な環境行政の推進を図るため、座間市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、基本的施策及びその実現を図るために必要な事項について具体的に示すものとする。
- 3 基本計画の対象地域は、市全域とし、広域的な観点から策定するものとする。
- 4 基本計画の期間は、社会情勢、科学技術の進展状況等を勘案して定めるものとする。
- 5 市長は、基本計画を策定するときは、市民、事業者及び関係する団体の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第17条に規定する座間市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 6 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 7 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(年次報告書の作成及び公表)

第10条 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、基本計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び良好な環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その防止のために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民又は事業者が、自らの行為に係る環境への負荷の低減に関する活動をする必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して、経済的な助成等必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び測定)

第13条 市は、公害その他環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者に対して、資源及びエネルギーが有効利用され、環境への負荷の低減に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育の推進及び学習の機会の充実に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒に対する環境の保全及び創造に関する学習の機会の充実に努めるものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、基本的施策が効果的に推進されるよう市民及び事業者の参加等を促すため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に資する活動に参加する機会を設けること。
- (2) 地域の環境の保全及び創造について、意見を交換できる機会を設けること。
- (3) 環境の保全及び創造に関して必要な情報の提供等により市民活動を支援すること。

(審議会)

第17条 総合的かつ計画的な環境行政の推進その他の環境の保全及び創造に関する重要事項について、市長の諮問に応じて、調査審議するため審議会を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境政策推進会議)

第18条 環境行政の効果的かつ体系的な推進を図るため座間市環境政策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市の関係職員を構成員とする。

3 推進会議について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。